

「がん団信」の概要



団体信用生命保険による死亡・高度障害保障に加え、悪性新生物(がん)と診断確定された場合、ローン返済に充当される団体信用生命保険です。

団体信用生命保険

死亡・所定の高度障害状態に該当された場合、住宅ローン残高相当額が保険金として支払われ、債務の返済に充当されます。

安心を



プラス

がん保障特約 リビング・ニーズ特約

悪性新生物(がん)と診断確定された場合に住宅ローン残高相当額が保険金として支払われ債務の返済に充当されます。また、がん以外の要因により余命が6ヵ月以内と判断されるときもローン残高相当額が保険金として支払われ返済に充当されます。

※保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたときはお支払い対象となりません。
※上皮内がん、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは、保険金のお支払い対象とはなりません。
※死亡保険金・リビング・ニーズ特約保険金、高度障害保険金、およびがん保険金は、重複しては支払われません。
いずれかの保険金のお支払事由に該当されたときには、この保険から脱退となります。

がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険をご利用いただけるお客様

※取扱金融機関の住宅ローンをご契約の方で、お申込時とご融資時の年齢が満18歳以上の方(加入年齢・償還年齢の上限は、取扱金融機関により異なりますので取扱金融機関へお問い合わせください。)
※事務幹事保険会社をご加入を承諾した方。

対象住宅ローン



住宅用土地の購入、住宅の新築・購入・増改築資金、住宅ローンの借換え。全国保証株式会社保証付住宅ローンでご利用いただけます。

お手続き方法



全国保証株式会社保証付住宅ローンの申込手続きまでに「申込書兼告知書」をご提出ください。
借入金額(保険金額)が通算して5,000万円を超える場合には所定の「専用診断書」をご提出いただくことや、告知の内容によっては医師の診断書等を追加でご提出いただくことがあります。

安心のサポート



死亡・高度障害の保障に加え、「悪性新生物(がん)」と診断確定されたとき、余命6ヵ月以内と判断されるとき、住宅ローン残高相当額が、ローン返済のために支払われます。

ご注意

この保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「契約概要」、「注意喚起情報」および「申込書兼告知書」裏面の「がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命のご説明」を必ずご確認ください。

がん団信

がん保障特約付リビング・ニーズ特約付
団体信用生命保険

住宅ローン



詳しくはこちら
の二次元コード
から専用サイト
へジャンプ!!



取扱金融機関

 **全国保証株式会社**
for your dream and happiness

がんにかかると、

これまで通りに働くことが
できなくなることもあります。

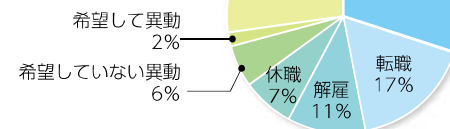
半数以上の方が就労状況に変化があり、
「依願退職」や「転職」を申し出るケースが多く、中には「解雇」のケースもあります。
治療と仕事の両立が困難であることが現状であり、
住宅ローンの返済にも影響を及ぼすことが推測されます。

■がんにかかった後の就労状況の変化

罹患前と
変わらない 47%

変わった 53%

■就労状況変化の詳細

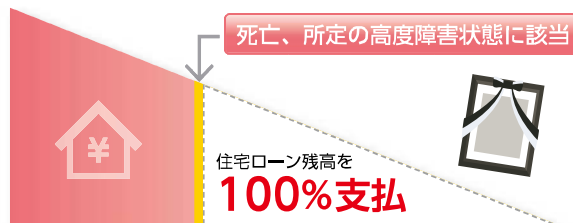


厚生労働省労働基準局 治療と職業生活の両立等の支援に関する検討会「第2回 治療と職業生活の両立等の支援に関する検討会（2012年3月12日）」資料より

「万一の備え」に、お客様に住宅ローンご返済の安心をお届けします。

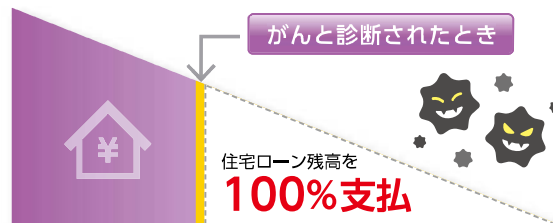
POINT 01

死亡または高度障害のとき、
住宅ローン残高が 0 円に



POINT 02

悪性新生物（がん）と診断確定
されたとき、
住宅ローン残高が 0 円に



POINT 03

悪性新生物（がん）以外でも
余命6ヵ月以内と判断されるとき
住宅ローン残高が 0 円に



みんなの健活サービス がん団信パッケージ（無料相談サービス）のご案内

24時間健康・医療相談

例えばこんな時に…

- 夜中にこどもが泣きやまない。どうしよう。
- 6ヵ月も医者に通っているが、なかなかよくならない。

健康に関する不安や心配なことを、
24時間・年中無休のフリーダイヤルで
ご相談いただけます。

メンタルヘルス相談

例えばこんな時に…

- 毎日がなんとなく不安で、鬱々としている。
- 最近疲れやすい。医者に診てもらったがどこにも異常はないと言われた。

電話または面談にて臨床心理士等の
専門家がカウンセリングを行います。
(電話相談は無料。面談相談は年間5回まで無料で、6回目から
10,000円程度かかります。)

セカンドオピニオン

○セカンドオピニオン

例えばこんな時に…

- 現在の治療方針に不安がある
- ほかの治療法がないのか知りたい
- セカンドオピニオンを取る必要があるがまず専門家に相談したい

より良い医療を選択するために、現在の診断に対する見解や、今後の治療方針・方法などについての意見を聞くことができます。一定の条件が満たされる場合には各専門分野の医師が在籍する医療機関での受診を手配・紹介します。

○糖尿病相談・専門医紹介サービス

例えばこんな時に…

- 健康診断の結果、血糖値の数値が高い
- 血糖コントロールがうまくできない
- 糖尿病と診断されたが、治療方法が不安…

糖尿病の早期治療・重症化防止のお手伝いをいたします。
優秀糖尿病臨床医の紹介、専門医療機関を案内いたします。

※本サービスの利用者はがん保険特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険に加入している方およびその健康保険における被扶養者です。

※サービス利用にあたっては、ご加入時に配布する「みんなの健活サービス がん団信パッケージ利用者規約」を必ずご一読ください。また、お電話いただいた際は、同規約に同意いただいているものとさせていただきます。

※当該資料に記載のサービスは、資料作成時点のものであり、今後内容が変更となる可能性があります。